

小動物飼育規則	平成4年6月8日施行	平成16年10月30日一部改正
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は規約第31条共同生活の秩序維持に関する協定の第3条1号にかかわる第12号ただし書の規則である。</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 組合員及び居住者が小動物を飼育する際は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>(許可願)</p> <p>第3条 小動物の飼育に当っては、飼育許可願を理事会に提出し認められた場合に限り許可される。</p> <p>2 飼育が許可された者は「飼育者の会」に入会しなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第4条 理事会の許可を得た場合は登録し、また飼育を中止した場合は理事会に届出なければならない。</p> <p>(飼育取消)</p> <p>第5条 この規則に違反し、他の居住者に迷惑危害を及ぼし理事会が飼育の資格なしと認めた場合は速やかに理事会の決定に従わなければならない。</p> <p>(標識)</p> <p>第6条 飼育者は登録の際、交付される標識が見える位置に動物に取りつけなければならない。</p> <p>(標識不所持)</p> <p>第7条 登録標識不所持の小動物については、当団地内で飼育されていないものと判断し、その処置を保健所に依頼する。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第8条 小動物の飼育許可申請をするときは、所属階段居住者の了解を得て所属階段の評議員を通じ理事会に提出しなければならない。</p> <p>(飼育限度)</p> <p>第9条 当団地内で飼育が許可される小動物は1戸当たり、1種類にして1匹を原則とする。</p> <p>(小動物の大きさ)</p> <p>本規則に適用する小動物の大きさは、原則として通常JR荷物で持込許可の箱(縦、横、高さの合計が90cm、重さ10kg)に入れられる大きさの小動物に限る。ただし、身体障害者補助犬法に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬はこの限りではない。</p>	<p>(細則の遵守)</p> <p>第11条 小動物物の飼育者は飼育方法について定めた飼育細則を遵守しなければならない。</p> <p>(飼育者の会)</p> <p>第12条 小動物飼育者は飼育者全員で「飼育者の会」を組織し、飼育に関する情報の交換と連帯責任の認識を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第13条 小動物物にかかわる苦情については「飼育者の会」全員の責任において処理に当らねばならない。</p> <p>(代表者)</p> <p>第14条 「飼育者の会」は代表者をおき、代表者は理事会とはかり、共同生活の秩序維持に努めなければならない。</p> <p>(原状復帰)</p> <p>第15条 小動物が共有部分を汚染、破損した場合は、飼育者の責任負担において清掃、修復或は原状復帰しなければならない。</p> <p>(事故発生)</p> <p>第16条 小動物にかかわる事故が発生した場合は飼育者の責任において相手方と話しあい、解決に当らなければならない。</p> <p>(疑義)</p> <p>第17条 本規則にない事項については理事会にはかり決定する。その際理事会は、「飼育者の会」の意見を聴取し参考とする。</p> <p>(附則)</p> <p>本規則は平成4年6月8日より施行する。 平成16年10月30日一部改正</p>	

<p>小動物飼育細則</p>	<p>平成4年6月8日施行</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は小動物飼育規則第11条にもとづく小動物飼育者が日常の遵守事項を定める。</p> <p>(細則遵守)</p> <p>第2条 小動物の飼育に当っては本細則を遵守し、隣接居住者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>(室内飼育)</p> <p>第3条 小動物は室内のみで飼育し、バルコニーで飼育してはならない。</p> <p>(責任処理)</p> <p>第4条 小動物を共有部分に連れ出す場合は、他の居住者に迷惑を及ぼしてはならない。</p> <p>2 共有部分に連れ出す場合は、引綱を持って行き、排便の処理は責任をもって行わねばならない。</p> <p>(バルコニー)</p> <p>第5条 バルコニーにおいて小動物への給餌、ブラッシング等、又は排尿、排便の行為をさせてはならない。</p> <p>(遊園地、広場)</p> <p>第6条 日鋼団地内の児童遊園地、広場、芝生内で小動物を遊ばせてはならない。</p> <p>(ブラッシング)</p> <p>第7条 窓、扉を開けたまま室内で小動物にブラッシングをしてはならない。</p>	<p>(予防注射)</p> <p>第8条 小動物の飼育上、他の居住者に迷惑のかからぬよう、不妊、去勢手術、狂犬病等の注射を行わなければならない。</p> <p>(臭気)</p> <p>第9条 悪臭の出る小動物、或は飼育により他の居住者が不快に感ずる臭気の発散を十分防止しなければならない。</p> <p>(騒)</p> <p>第10条 長時間の咆哮等で他の居住者に迷惑を及ぼさぬよう、騒げるなど十分注意を払わなければならない。</p> <p>(放し飼い)</p> <p>第11条 昼夜を問わず放し飼いは絶対に行ってはならない。</p> <p>(疑義)</p> <p>第12条 本細則にない事項については、理事会にはかり決定する。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 本規則は平成4年6月8日より施行する。</p>	